

## 公共事業再評価調書

所管課：道路街路課

1 事業概要  (整備目的)		事業名：主要地方道 糸満与那原線(与那原工区)道路改築事業			
		事業種別：主要地方道改築事業		事業主体：沖縄県	
		事業箇所：与那原町		根拠法令：道路法	事業期間：H11～H23
		総事業費(百万円)： 7,410		費用内訳：補助 9/10	事業量：L=1.3Km・W=30.0m
		主要地方道糸満与那原線(与那原工区)道路改築事業は、国道331号を起点とし中城湾港マリンタウンプロジェクトの西原与那原地区を直結し国道329号与那原バイパスを終点とする1.3kmの区間である。当該箇所を整備することにより、同プロジェクトを支援するとともに、慢性的に渋滞している与那原交差点の渋滞緩和にも大きく寄与するものである。			
2 再評価 該当項目		<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業採択後10年間を経過 <input type="checkbox"/> ② 事業採択後5年間を経過して未着手 <input type="checkbox"/> ③ 再評価後一定期間(5年)を経過 <input type="checkbox"/> ④ 事業の中止 <input type="checkbox"/> ⑤ その他( )			
3 再評価に至 った主な要因  (具体的理由)		<input checked="" type="checkbox"/> ① 用地取得の困難 <input type="checkbox"/> ② 調査・設計の困難 <input type="checkbox"/> ③ 事業の拡大 <input type="checkbox"/> ④ 予算の確保 <input type="checkbox"/> ⑤ 手続き・法令の問題 <input type="checkbox"/> ⑥ 他事業との関係 <input type="checkbox"/> ⑦ 整備効果の問題 <input type="checkbox"/> ⑧ 初期計画が長期間 <input type="checkbox"/> ⑨ その他( )			
国道拡幅部の用地取得が土地の相続問題及び物件の補償額等により難航しているため。					
4 事業の 進捗状況  (H20.3時点)	項目	事業費(百万円)	整備(km)	用地取得(千m <sup>2</sup> )	
	計画	7,410	1.3	7.8	
	実施済	7,002	1.2	7.7	
	率	94%	92%	99%	
5 事業効果の 評価指標  (検討年40年) (基準年H20) (単位:百万円)	① 走行時間短縮 ② 走行経費低減 ③ 交通事故減少  総便益 基準年換算(B)	47,831 5,044 1,948  54,823 23,916		① 事業費 ② 維持管理費  総費用 基準年換算(C)	7,410 200  7,610 8,700
	費用便益比 (B/C) = 23916 / 8700 = 2.7				
6 事業を巡る 状況の変化	① 社会・経済 : 中城湾港(西原与那原地区)の土地処分状況は、平成20年7月末現在で、全処分予定面積約94haのうち約58haを処分しており、処分率は77.3%となっている。 ② 地元・自治体 : 平成20年6月県議会において、早期整備について質問がなされた。 ③ 利害関係者 : 国道331号接続箇所(起点)において、用地交渉が難航しており、土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。				
7 事業の必要 性・効率性	① 事業の必要性・緊急性・有効性など： 現在、暫定2車線で供用しているが、佐敷方面から当該路線への右折帯が設置されていないため、朝夕の通勤・通学時間帯に集中して渋滞が発生している状況である。 また、中城マリンタウンプロジェクト内の西原マリンパークの全面供用や、住宅・大型商業施設の立地が進んでおり、近隣に大型スーパー・マーケットがオープンしたこともあり、新たな交通渋滞を引き起こしている。 平成20年3月に当該事業区間内のマリンタウンリゾート地域は、第3次沖縄県観光振興計画の観光振興地域に指定されており、観光・リゾート拠点としての整備が進められている。  ② 事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減)： 事業延長1.3kmを4車線で概ね完成させており、昨年9月に交差点部は暫定2車線で供用し、国道部については用地交渉が難航しているが、土地収用法に基づく取得の手続きを進めているため、現計画の推進が効率的である。  ③ 事業効果の発現状況： 平成19年9月に起点から終点までの1.3kmを暫定供用(起点部L=260m 2車線)し与那原交差点の渋滞緩和が図られている。				
8 今後の対応 ・見通し	① 事業計画等 : 用地取得を速やかに完了させ、予定の事業期間での完了を目指す。 ② 対住民関係 : 未取得の用地及び物件については、任意交渉と並行して、土地収用法に基づく取得の手続きを進めている。 ③ 執行体制等 : 現体制で執行可能である。				
9 対応方針	<input checked="" type="checkbox"/> ① 事業継続(現計画) <input type="checkbox"/> ② 事業継続(見直し) <input type="checkbox"/> ③ 事業の中止				